

## 本検討会の開催要綱の比較表

旧規定（平成18～19年）	改正案（平成23年3月～）
<p data-bbox="152 320 1099 400">保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会開催要綱</p> <p data-bbox="152 464 277 496">1. 目的</p> <p data-bbox="152 512 1099 687">平成20年4月1日から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導を40歳以上の加入者に対し、計画を定め実施することとされたところである。</p> <p data-bbox="152 703 1099 975">今後、医療保険者において、被扶養者を含めた加入者を対象として、健診未受診者の確実な把握、保健指導の徹底、医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価といった保健事業の取組の強化を図るためには、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが重要である。</p> <p data-bbox="152 991 1099 1118">こうしたことから、医療保険者における特定健康診査及び特定保健指導の提供方法や評価方法等の検討を行うため、関係者の参集を得て、厚生労働省保険局長が開催する。</p> <p data-bbox="152 1182 344 1214">2. 検討事項</p> <p data-bbox="168 1230 949 1262">(1) 医療保険者における企画立案・実施体制について</p> <p data-bbox="168 1278 1099 1358">(2) 被扶養者に対する健診・保健指導に係る決済やデータ移動の仕組み</p>	<p data-bbox="1205 320 2007 352">保険者による健診・保健指導等に関する検討会開催要綱</p> <p data-bbox="1137 416 1263 448">1. 目的</p> <p data-bbox="1137 464 2085 639">「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導を40歳以上の加入者に対し、計画を定め実施することとされており、平成20年度から実施されてきたところである。</p> <p data-bbox="1137 655 2085 879">今般、これまでの取組の実績や政府の方針等も踏まえ、医療保険者において、被扶養者を含めた加入者を対象として、より円滑な特定健診・保健指導の実施を推進し、保健事業の取組の強化を図るためには、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが重要である。</p> <p data-bbox="1137 895 2085 1070">こうしたことから、医療保険者における特定健康診査及び特定保健指導の提供方法等の今後のあり方について、今までの実績を踏まえて検討を行うため、関係者の参集を得て、厚生労働省保険局長が開催する。</p> <p data-bbox="1137 1134 1330 1166">2. 検討事項</p> <p data-bbox="1153 1182 1834 1214">(1) 特定健診・保健指導の実施方法等について</p> <p data-bbox="1153 1230 2024 1262">(2) 特定健診の健診項目及び特定保健指導の内容等について</p> <p data-bbox="1153 1278 2085 1358">(3) 保険者における特定健診・特定保健指導への取組みの評価方法等について</p>

<p>(3) 特定健診・特定保健指導の取組の評価方法</p> <p>(4) その他</p> <p>3. 構成</p> <p>(1) 検討会は、医療保険者の代表者等から構成し、委員は別紙のとおりとする。</p> <p>(2) <u>検討作業を効率的に行うため、検討会の下にワーキンググループを設ける。</u></p> <p>(3) 保険局長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>4. 検討会の運営</p> <p>(1) 検討会の議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。</p> <p>(2) 検討会の庶務は、保険局総務課（本課）の協力を得て、同課医療費適正化対策推進室において行う。</p> <p>(3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成18年8月21日から施行する。</p>	<p>(4) <u>その他特定健診・保健指導に関連する事項について</u></p> <p>3. 構成</p> <p>(1) 検討会は、医療保険者の代表者等から構成し、委員は別紙のとおりとする。<u>また、厚生労働省健康局、労働基準局安全衛生部及び老健局の職員がオブザーバーとして出席する（※）。</u></p> <p>(2) 保険局長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>4. 検討会の運営</p> <p>(1) 検討会の議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。</p> <p>(2) 検討会の庶務は、保険局総務課（本課）の協力を得て、同課医療費適正化対策推進室<u>及び保険システム高度化推進室</u>において行う。</p> <p>(3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年4月25日から施行する。</p>
---	--

※ 今回、ワーキンググループは設けませんが、技術的な課題を議論するなどの議題の必要に応じて、座長と相談の上、各団体から委員以外の出席者を認めるなど、柔軟に対応する予定。）